

## 電子納品について

甲州市の建設工事の成果品を、下記のとおり電子納品とします。

電子納品とは、建設工事の完成図書及び建設工事における業務委託の成果品を電子データで納品するものであり、省資源、省スペース化及び業務の効率化を図ることを目的とします。また、今までの工事完成図書や業務報告書のように紙ファイルでなく、電子データをCD-R等に書き込んで電子媒体で納品することです。

この成果物を納品することにより、省スペース化、省資源化が図られるとともに、成果物の情報を迅速に検索できます。

### 記

1. 甲州市の建設工事における完成図書を、甲州市電子納品要領に基づき令和2年度から電子納品とする。
2. 電子納品対象工事費は500万円以上（税込み）とし、受注者の申し出により500万円未満でも可能とする。また、従来どおりの紙での納品も可能とする。
3. 電子納品は、工事写真のみとする。ただし、受注者からの申し出により、写真以外の電子納品も受け入れる。（山梨県の電子納品要領に基づくものに限る。）
4. 工事成果品は電子媒体（CD-R等）とする。他に決裁用として写真ダイジェスト版（着工前、完成、施工状況の一部）を提出すること。
5. 電子納品は山梨県電子納品要領・同運用マニュアルに基づき作成すること。営繕工事は山梨県電子納品要領（営繕工事編）・同運用ガイドラインに基づくこと。